

入札公告

令和8年度地方公会計システム保守等委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年3月5日

高知県知事 瀨田 省司

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 令和8年度地方公会計システム保守等委託業務
- (2) 業務の内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 委託業務の要求仕様に合致した役務を確実に提供し得ることを証明し、かつ、委託業務に係る迅速な施行の体制（その実施を入札参加者以外のものが担保する場合を含む。）が、整備されていることを証明した者であること。
- (5) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、要求仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書及び現行システムの問い合わせ先
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県総務部財政課
電話番号：088-823-9304
ファクシミリ：088-823-9768
- (3) 入札書の記載内容等
- ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。
(別記「記載例」参照)
- (ア) 入札書提出年月日
- (イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）
- (ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印
- (エ) 入札金額
- (オ) 契約件名又は対象
- イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。
- ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札書の提出方法
- 持参により提出することとし、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。（5）の日時、場所において投函すること。
なお、代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- 令和8年3月25日（水）午前10時
高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁2階 財政課協議室
- (6) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨

4 入札保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条及び第10条の規定による。

5 最低制限価格の有無

無

6 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、3の(5)の日時及び場所において入札参加者等の立会いのもとに行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札(最多2回)を行う。入札に必要なもの(委任状、印鑑等)を持参すること。

8 落札者の決定

- (1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7の要領で再度入札を行う。
- (4) 再度入札(合わせて3回の入札)を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。

10 契約書の作成

要

11 契約条項

別添契約書(案)のとおり

12 入札参加の方法等

この一般競争入札への参加希望者は、この入札公告に示した役務を提供することができ、迅速な施行の態勢が整備されていることを証明する書類を13の要領で提出しなければならない。参加希望者は、開札日までの間において知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

13 本件入札に関して提出する書類

- (1) この入札公告に示した役務を提供できることを証明するものとして、次の書類を入札前の令和8年3月17日(火)午後5時までに3の(2)の場所に持参又は郵送で提出し、審査を受けること。なお、郵送で提出した場合は必ず電話で到達を確認すること。

入札業務の「業務実施証明書」1部

(以下、(ア)から(エ)までの関連書類を綴りとする)

- (ア) 業務実施証明書
- (イ) 実績報告書
- (ウ) 業務実施体制書
- (エ) 補足資料(必要に応じて)

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。

14 本件入札に関する質疑事項

質疑事項がある場合は、別添様式「質疑書」により令和8年3月11日(水)午後5時まで
に3の(2)の場所に持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。なお、持参以外
の方法により提出した場合は必ず電話で到達を確認すること。

15 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 業務の施行に必要な機器の搬入、設定及び調整等に要する費用は契約の相手方の負担とする。
- (3) 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (4) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。